

第 28 号議案

債権の放棄について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤弥生

債権の放棄について

下記のとおり債権を放棄する。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 債権の内容    | 足立区生業資金貸付金  |
| 2 債務者      |   |
| (1) 主たる債務者 | 東京都足立区梅田在住者   |
| (2) 連帯保証人  | 東京都墨田区文花在住者   |
| 3 放棄する債権の額 | 1,152,910 円   |
| 4 放棄の理由    | 主たる債務者が死亡し、連帯保証人も消滅時効の援用をしており、債権を回収することができない見込みがないため。 |

( 提案理由 )

債権の放棄について、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。